

青森県特別免許状に関する教育職員検定要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、専門的な知識経験又は技能を有する社会人を学校教育に登用することを目的とする特別免許状を授与する際の教育職員検定について、青森県教育職員免許状に関する規則（昭和43年8月青森県教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員検定)

- 第2 青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特別免許状の授与を受けようとする者（以下「申請者」という。）から規則第7条の規定による特別免許状の授与に係る申請があったときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるところによる教育職員検定を行い、申請者に特別免許状を授与することが適当であるかどうかを判定するものとする。

(1) 学力及び実務に関する検定

申請者が教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第3項第1号に該当すると認められることを要するものとし、次のアからウまでに掲げるいずれかの事項に該当するか判断するものとする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における取得しようとする特別免許状の教科に関する授業に携わった経験（最低1学期間以上にわたること。）

(ア) 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

(イ) 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

(ウ) 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・ アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 WASC）
- ・ アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 ACSI）
- ・ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 CIS）
- ・ スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称 IB0）

イ 営利企業、その他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）又は外国にある教育施設等における取得しようとする特別免許状の教科に関する専門分野に関する勤務経験等（3年以上のものに限る。）

ウ 公的資格、各種競技会及び展覧会等における受賞歴、申請者の著作物及び作品等並びに上記以外の実務経験その他取得しようとする特別免許状の教科に関する事項

(2) 人物に関する検定

申請者が免許法第5条第3項第2号に該当すると認められることを要するものとし、次のアからウまでに掲げる書類により判断するものとする。

ア 規則第7条第1号に規定する人物に関する証明書

イ 規則第7条第5号に規定する推薦書（同条第4号に規定する推薦書も含み2通以上。申請者が勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該学校の所轄庁等による推薦書を含むことが望ましい。）

ウ 規則第7条第6号に規定する申請者本人が作成する申請理由書

(3) 身体に関する検定

教員の職務を行うのに必要な健康状態であることについて、身体に関する証明書（これに準ずるものを含む。）により、教育職員として支障のない健康状態であるか判断するものとする。

（推薦書の記載事項）

第3 申請者を任命又は雇用しようとする者（以下「任命者等」という。）は、規則第7条第4号に規定する推薦書に次の事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者を配置することにより実現しようとする教育内容
- (2) 申請者に対して特別免許状を授与する必要性
- (3) 申請者を任命又は雇用した後に勤務校において行う研修の実施計画
- (4) 申請者が担当する教科に関する学習指導要領等の共通理解のための体制
- (5) 申請者を配置する学校における特別免許状所有者の配置割合

（意見聴取）

第4 教育長は、第2の規定による教育職員検定において、合格の決定をしようとするときは、免許法第5条第4項及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条の4の規定により、学校教育に関し学識経験を有する者（大学の学長、教職課程を有する学部の学部長、校長等）等（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴くものとし、その方法は、学識経験者等が申請者に対して行う面接によるものとする。ただし、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他教育長が適切と認める場合には、書面に

よる確認に代えることができるものとする。

(合否の決定)

第5 青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第4の規定により聴取した意見を踏まえ教育職員検定の合否を決定するものとし、合格の決定を行ったときは、申請者に特別免許状を授与する。

2 教育委員会は、教育職員検定について不合格の決定を行ったときは、任命者等に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、特別免許状の授与に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。